

福岡県と空き家対策の促進に関する協定を締結しました。

- 所有者不明の空き家のうち、周辺に悪影響を及ぼす緊急性の高い老朽空き家については、空き家対策特措法に基づき市町村による略式代執行が行われています。
- しかしながら、略式代執行後の跡地については、適正管理が行われないため、周辺への環境悪化が課題となっています。
- そこで、略式代執行後の跡地処分が円滑に行われるよう、相続財産管理制度の活用について、福岡県司法書士会と協定を締結し、老朽空き家除却後の跡地の環境悪化の解消と土地の利活用を促進します。

1 協定締結式の概要

(1) 日 時：平成29年6月1日（木）13：30 ～ 13：50

(2) 場 所：特別会議室（県庁8階）

(3) 署名者：福岡県知事 小川 洋

福岡県司法書士会 会長 おおぶ 大部 孝



2 協定の名称

相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定

3 協定の内容

略式代執行後の跡地を円滑に処分するために市町村が行う「相続財産管理制度」の活用について協力

4 協定締結による効果

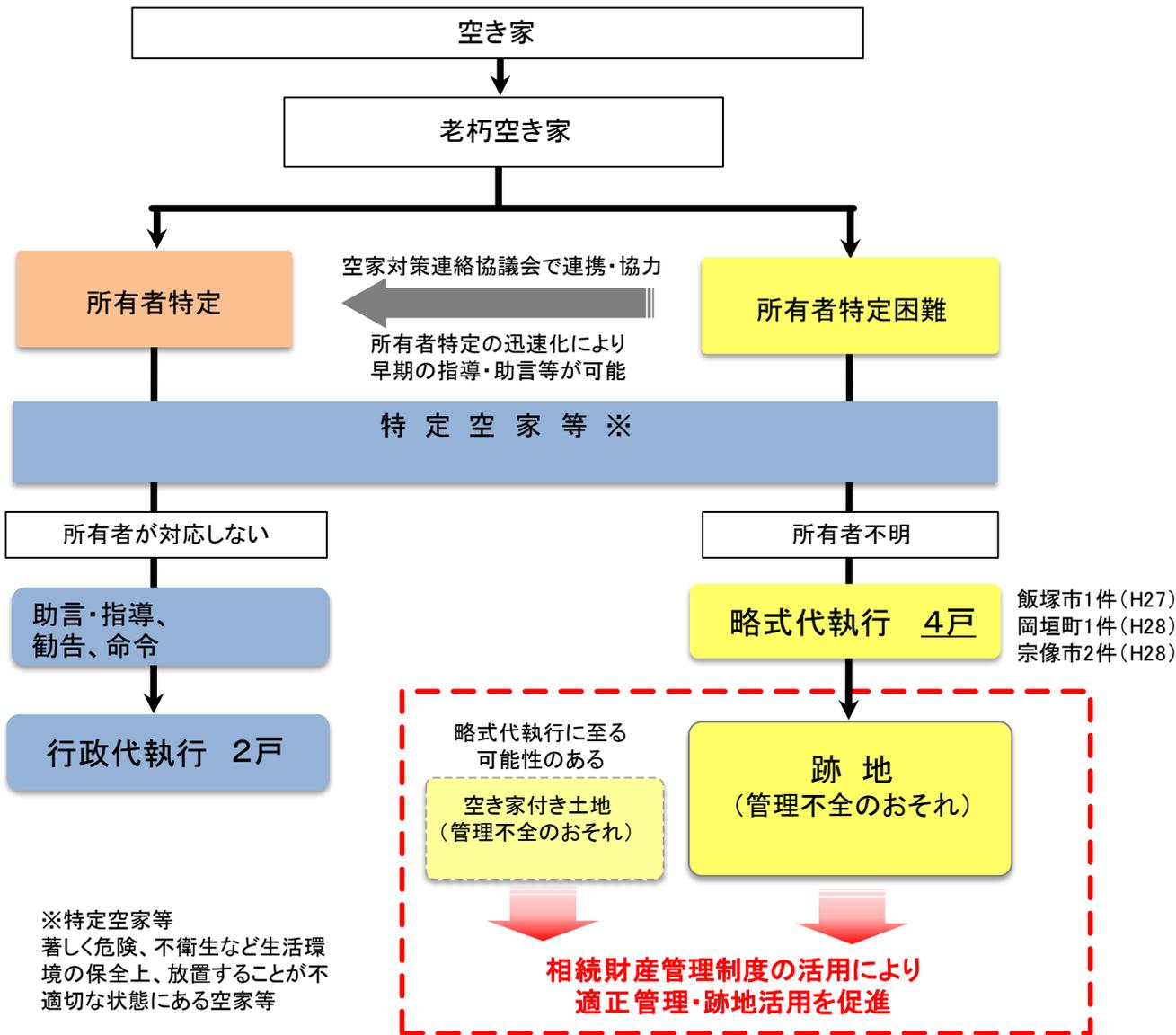
- ・市町村が家庭裁判所に申し立てをする際、相続財産管理人候補者として、空き家問題に精通した司法書士を予め確保でき、市町村による本制度の活用が円滑に進む。
- ・略式代執行後の跡地処分のほか、老朽空き家付きのまま土地処分を行う場合についても、市町村における本制度の活用が促進される。
- ・県が実践事例を一元的に集約することで、市町村からの相談に対する適切な助言や情報提供が可能となる。

5 協定締結後の取り組み

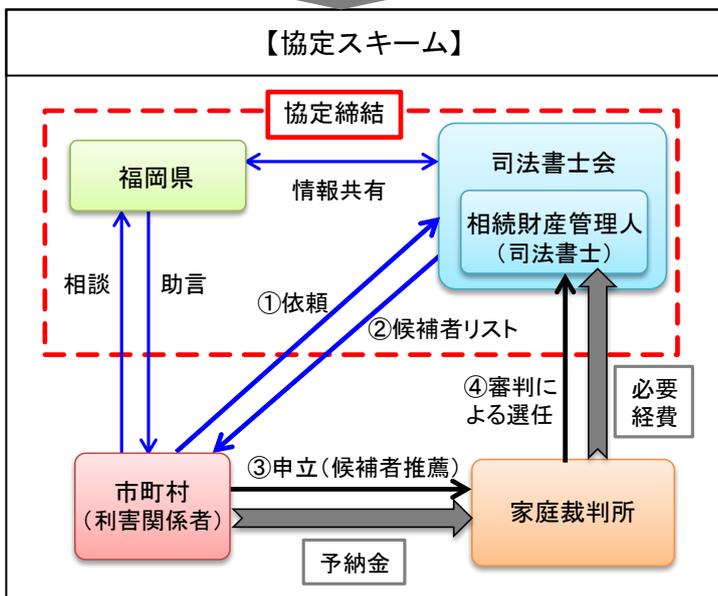
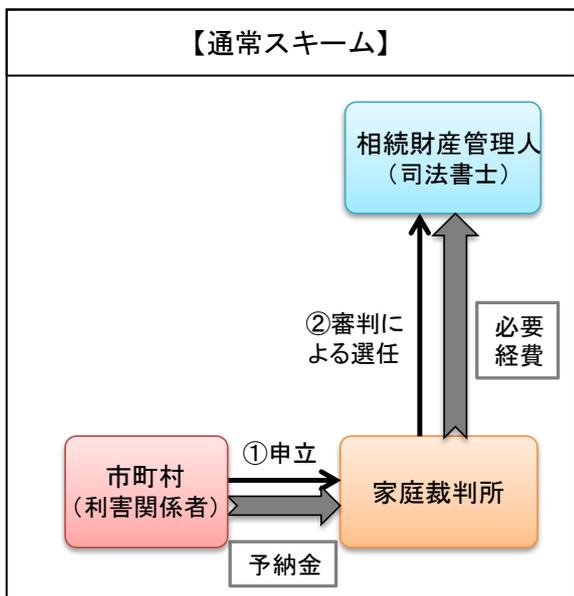
本協定に基づく取り組みを、宗像市の所有者不明の空き家等において実践予定

■市町村の空き家対策の流れと協定の効果

【数字】県内市町村の空き家対策の状況（平成29年4月現在）



※特定空家等
著しく危険、不衛生など生活環境の保全上、放置することが不適切な状態にある空家等



「略式代執行」とは

○相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合には、法第14条第10項の規定に基づき、市町村は当該空家を略式代執行により除却することができる。

宗像市のケース

宗像市神湊 木造2階建て 延床78.8㎡、敷地面積80.5㎡

略式代執行前



隣家への倒壊や通行人への被害を防ぐために、緊急的措置として、市が空き家全体をネットで覆っていた（平成26年12月）

相続人全員が相続放棄したことを確認
＝所有者等が確知できない（平成28年6月）

危険な状態にあるとして「特定空家等」と判断（平成28年7月）

略式代執行命令（平成28年10月）
解体費用 約130万円

略式代執行後



宗像市の今後の予定

市が土地の処分を検討

建物所有者と土地所有者が同一だったため

予納金の確保

利害関係者として家裁に相続財産管理人の選任を申し立て

選任された管理人が被相続人の債務を清算